

特記仕様書

第 1 調査にあたっては、収穫調査委託標準仕様書のほか、山梨森林管理事務所収穫調査指針に基づき実施すること。

第 2 本事業は、契約書、収穫調査委託契約約款、収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき履行するものとする。

第 3 CSF (豚熱) の感染拡大防止のため、山梨県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること。

第 4 分収育林における「収穫調査委託箇所の概要」に記載されている成長量プロット調査の実施についての細部事項は次のとおりとする。

(1) 成長量プロット内の調査

精密毎木調査を実施することとする。また、調査木には全てナンバーテープを山側胸高部（測定位置中央）に 2 針止めで貼り付けることとし、測定位置を固定しておくこと。なお、成長量プロットは、樹高測定標準地を兼ねることができることとする。

(2) 成長量プロットの表示

成長量プロットの位置は、基本図に図示するほか、現地においてその区域を塗料等によって明らかにしておくこと。

(3) 野帳類の整理

調査野帳及び集計表により整理のうえ、復命書と合わせて提出すること。